包括三吉町南 たより

令和８年　冬号　その１
福山市地域包括支援センター三吉町南

こんなことがありませんか？一人で悩まずにご相談ください



契約や保証人が必要だけど、１人暮らしで私だけでは不安

適切な介護サービスの利用や金銭管理、法律的行為を支援する「任意後見、成年後見制度」についてご案内やご説明を行います。
また、生活のご様子やお困りごとをお伺いするなかで必要なサービスや関係機関におつなぎします。

隣の家の人、やせて髪や服も汚れている。
同居家族の怒鳴り声も聞こえる。



同居家族や養護者からの暴力や放置といった「高齢者虐待」は、地域の皆さまの気づきや発見から事態の悪化を防止することにつながります。「もしかして」と思われたら、まずはご相談ください。



訪問販売や電話が来るけど、これって安全？

訪問販売や電話等での特殊詐欺は、大手の企業や行政を名乗って一見安全なのか判断が難しいものも増えてきています。迷ったときには身近な人や消費生活センターへご相談ください。（福山市消費生活センター　Tel：084-928-1188）
情報提供をもとに被害の防止のため、啓発を行っています。

地域包括支援センターは、地域のみなさまとともに
誰もが住み慣れた地域で尊厳ある生活を送ることができるよう、
みなさまの権利を守る支援を行っています。

お問い合わせ　084-927-9039　福山市地域包括支援センター三吉町南

ー福山市ホームページよりー

SCAN HERE!

こちらから福山市消費生活センターへアクセスできます

2026年度　法律相談日程表

※相談無料

問い合わせ先：福山市役所　本庁1階
消費生活センター ☎(084)928－1188

名　称		法　律　相　談			債務関連相談
相談場所		本庁1階市民相談室	松永・北部・東部・神辺支所		本庁1階市民相談室
相談日		概ね毎週水曜日の午前 ※実施日は下段の日程を確認してください。	隔月第3水曜日の午前 〇偶数月　松永支所・神辺支所 〇奇数月　北部支所・東部支所 ※下段の日程を参照してください。		毎月第2木曜日の午後 ※8月，2月は除く。 ※下段の日程を参照してください。
予約開始日		相談日2週間前の木曜日から随時受付 （年末年始・土・日・祝日を除く8:30～17:15）			随時受付 （年末年始・土・日・祝日を除く8:30～17:15）
予約方法		来庁または電話で，受けたい相談場所の予約申込先へ予約してください。（電子メール・ファクシミリは不可）			
予約申込先		消費生活センター ☎ 928－1188	松永市民サービス課 ☎ 930－0400 神辺市民サービス課 ☎ 962－5000	北部市民サービス課 ☎ 976－8800 東部市民サービス課 ☎ 940－2571	消費生活センター ☎ 928－1188
2026年	4月	－・8・15・22・－	4／15（水）		4／9（木）
	5月	－・13・20・27・－		5／20（水）	5／14（木）
	6月	3・10・17・24	6／17（水）		6／11（木）
	7月	1・8・15・22・－		7／15（水）	7／9（木）
	8月	5・－・19・26	8／19（水）		ー
	9月	2・9・16・30		9／16（水）	9／10（木）
	10月	7・14・21・28・－	10／21（水）		10／8（木）
	11月	4・11・18・25		11／18（水）	11／12（木）
	12月	2・9・16・23・－	12／16（水）		12／10（木）
2027年	1月	－・13・20・27・		1／20（水）	1／14（木）
	2月	3・10・17・24	2／17（水）		ー
	3月	3・10・17・24・－		3／17（水）	3／11（木）
		（水）			
相談時間／定員		9:00～12:00／定員18人 （ひとり20分まで）	9:20～12:00／定員8人 （ひとり20分まで）		13:30～15:30／定員8人 （ひとり30分まで）
相談内容		法律問題全般（ただし，裁判や調停中のものは除く）			債務関連問題
担　当		広島弁護士会福山地区会の弁護士			
★注意事項		・福山市民に限ります。 ・希望者が多いため、同じ人からの1か月以内の相談はお受けできません。 ・弁護士の都合により、相談日の変更をお願いする場合や相談をお受けできない場合があります。			備後圏域の住民を対象としています。 （福山市・三原市・尾道市・府中市・世羅町・神石高原町・竹原市・笠岡市・井原市）
		日程や実施方法等は，気象状況の影響等により，変更・中止することがあります。			

【福山市消費者生活センター】
電話、来所にて相談を受け付けています。
電　話　番　号：084-92-1188（直通）
相談受付時間：9時～16時（土、日、祝日、年末年始除く）
場　　所：福山市役所本庁舎1階　エレベーターホール前

～相談する時には～
ご自分が何をしたいのか、例えば「解約したい」「交換したい」など希望を伝えていただき、契約書などの関係書類を準備していただくと相談がスムースに進みます。
なお、契約時の状況や本人の意向を確認するため、**原則、当事者が相談してください。**

※ご不明な点は、直接消費者生活センターへお問い合わせください※